





す。そういうことについては一体どのようにお考えになつておるのか。

まあ今自治庁長官の御出席を要求しておりますが、一体大蔵当局としてはそういう事態についてはどういうような考え方を持つておるか。

○國務大臣(一萬田尚登君) そういうふうな事情もありますので、関係の各省とも相談をいたしまして、なるべく早く立法の措置等所要な措置をとりたいためにあります。

○小松政夫君 それらは消費生活協同組合のやつておることは保険だと言つておられる程度消防団でありますから、火災が起つたときには、おれの言うことを聞いておかなければ手配をしないというような含みを持つた、いわゆるこの面でもつて勧説をすると、こういう事例も起りつあるわけで、そういう点については……。ところが市財政は赤字だからちよつとそつちの方に融通しようかといふようなことで起る可能性があるよう話しあります。また大臣にはあるわけあります。また大蔵大臣は御承知かどうか、各県の事業協同組合の共済事業としての火災共済については、結局は住民の負担になつておるところがあるわけです。

○國務大臣(一萬田尚登君) そういうふうな事情もありますので、関係の各省とも相談をいたしまして、なるべく早く立法の措置等所要な措置をとりたいためにあります。

○小松政夫君 それらは消費生活協同組合のやつておることは保険だと言つておられる程度消防団でありますから、火災が起つたときには、おれの言うことを聞いておかなければ手配をしないというような含みを持つた、いわゆるこの面でもつて勧説をすると、こういう事例も起りつあるわけで、

そういう点については……。ところが市財政は赤字だからちよつとそつちの方に融通しようかといふようなことで起る可能性があるよう話しあります。また大臣にはあるわけあります。また大蔵大臣は御承知かどうか、各県の事業協同組合の共済事業としての火災共済については、結局は住民の負担になつておるところがあるわけです。

○國務大臣(一萬田尚登君) 次に、開税定率法等の一部を改正する法律案、開税定率法の一部を改正する法律案、右二案を一括議題として質疑を行

るでしようが、非常に、さなぎだに苦

しい地方財政の現状において、ますます負担を重からしめることになるの

で、この加入者というか、組合員の損失のみならず、地方財政にも相当の影響を及ぼすおそれもあるわけであり

ます。これは漫然と研究々々といふよ

うな段階であるべきものではなかろうと思つてあります。速急に対策を立

てもらわないといけないと思う。ま

たこの事柄の性質上、われわれもまあ

議員立法といふような形よりも、むし

ろ政府の方で十分研究をして、一つ政

府提案としてしかるべき処置を講ず

る、こういうことが望ましいと思って

おるわけであります。従つてまあ今國

会の初めから銀行局長にはどうするん

だどうするんだと言つて催促をしてお

るといつた現状であります。大臣によ

ります。これが十二条におきまして、米、もみ、大麦、小麦につきましては、一定の条件を備える場合に拡きまして、政令で期間を指定して、開税を軽減または免除できることに相なつております。その条件と申しますと、外国から入りますとところの以上の米、もみ、大麦、小麦につきまして開税をかけることによつて、国内産のこれらのものよりも高くなるという場合において開税の軽減または免除ができるというものが第一点であります。

第二点は、飢餓その他天災事変の場合において緊急必要ある場合、こういふことに相なつておりますと、従来ではこの開税定率法の十二条の規定に基きまして、小麦につきましても開税が免除されておつたのであります。その根拠といたしましては十二条の第一号

であります。小麥に開税をかけることによりまして、国内産の小麦よりも値段が高くなる、こういう条件がございましたので、その根拠によりまして、政令で免除いたしておつたのであります。最近御承知の通りに外国産の小麦の価格が次第に下つて参りました。最近の状況ではかすかす、場合によりますと、この法律の条件を満さないことについては、結局は住民の負担になつておるところがあるわけです。

います。

○藤野繁雄君 改正案のうちに今回小麦を免税のうちに入れられた理由を伺いたいのであります。小麦はだんだん安くなりつづいてあります。これは漫然と研究々々といふよ

うな段階であるべきものではなかろうと思つてあります。速急に対策を立ててもならないといけないと思う。ま

たこの事柄の性質上、われわれもまあ

議員立法といふような形よりも、むしろ政府の方で十分研究をして、一つ政

府提案としてしかるべき処置を講ず

る、こういうことが望ましいと思って

おるわけであります。従つてまあ今國

会の初めから銀行局長にはどうするん

だどうするんだと言つて催促をしてお

るといつた現状であります。大臣によ

ります。これが十二条におきまして、米、もみ、大麦、小麦につきましては、一定の条件を備える場合に拡きまして、政令で期間を指定して、開税を軽減または免除できることに相なつております。その条件と申しますと、外国から入りますとところの以上の米、もみ、大麦、小麦につきまして開税をかけることによつて、国内産のこれらのものよりも高くなるという場合において開税の軽減または免除ができるというものが第一点であります。

第二点は、飢餓その他天災事変の場合において緊急必要ある場合、こういふことに相なつておりますと、従来ではこの開税定率法の十二条の規定に基きまして、小麦につきましても開税が免除されておつたのであります。その根拠といたしましては十二条の第一号

であります。小麥に開税をかけることによりまして、国内産の小麦よりも値段が高くなる、こういう条件がございましたので、その根拠によりまして、政令で免除いたしておつたのであります。最近御承知の通りに外国産の小麦の価格が次第に下つて参りました。最近の状況ではかすかす、場合によりますと、この法律の条件を満さないことについては、結局は住民の負担になつておるところがあるわけです。

ような情勢でござりますので、この開

税定率法十二条の規定に基いて、政令によって免除いたしますよりも、さし

たり開税定率法のただいま御審議あるのであります。小麦をどこに入れたというの

あります。これが私やばかりであります。小麦はだんだん安くなりつづいてあります。これは漫然と研究々々といふよ

うな段階であるべきものではなかろうと思つてあります。速急に対策を立ててもならないといけないと思う。ま

たこの事柄の性質上、われわれもまあ

議員立法といふような形よりも、むしろ政府の方で十分研究をして、一つ政

府提案としてしかるべき処置を講ず

る、こういうことが望ましいと思って

おるわけであります。従つてまあ今國

会の初めから銀行局長にはどうするん

だどうするんだと言つて催促をしてお

るといつた現状であります。大臣によ

ります。これが十二条におきまして、米、もみ、大麦、小麦につきましては、一定の条件を備える場合に拡きまして、政令で期間を指定して、開税を軽減または免除できることに相なつております。その条件と申しますと、外国から入りますとところの以上の米、もみ、大麦、小麦につきまして開税をかけることによつて、国内産のこれらのものよりも高くなるという場合において開税の軽減または免除ができるというものが第一点であります。

復活する、かよう考へております。

○小林政夫君 要するに石炭対策もさることながら、また国産原油資源保護、

あるいはわざわざ、まだ開税をかけると、こういいう点も加味しておると、こうい

う両方の意味をかねての原油、重油開

税の復活だと、こう言われるようであ

ります。しかも今国内の精製業者とい

うものは、国産原油について、国内資

源の保護といふよう見地も加味して

金量を貰い取る。それには外貨の割当

とかいうことと、現実には高い

だけでも、全部国内原油は精製会社が

買い取つておるという情勢であります

から、将来国産原油、国内資源を維持

培養するといふ見地からいつても、そ

こには何らかの行政措置によつて、そ

の国内で産出したことのとの原油は

買取つておるといふ状況であります

から、将来国産原油、国内資源を維持

培養するといふ見地からいつても、そ

こには何らかの行政措置によつて、そ

の国内で産出したことのとの原油は

買取つておるといふ状況であります

から、将来国産原油、国内資源を維持

培養するといふ見地からいつても、そ

こには何らかの行政措置によつて、そ

の国内で産出したことのとの原油は

買取つておるといふ状況であります

から、これひとり石炭の方ばかりで

あります。しかし開税を引き上げ

るといふことによつては、何らその効果は

ない、どう申していいと思うのであ

りますが、その点はどうでしょ。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは結

論的につて、こういう程度の開税の

引き上げが手ぬるいじゃないかとい

う点は、これは私やばかりその通りだと

思ひます。が、しかし開税を引き上げ

た場合のいろいろな方面に及ぼす影響も考えてみなくてはならぬ。従いましてこういう程度でいたしておるのですが、このエネルギー、燃料政策というものが基本的に確立しておらん。これは政府としてもはなはだもつて遺憾だと思います。あるいは資源に、あるいは石炭に思うのであります。すみやかにこの燃料政策を確立しなければいかん。ですからもうここ数年来を見まして、あるいは重油に、あるいは石炭にいくとどうこういろいろないき方、これは当然今後において根本的に考え方なくてはならんと思うのでありますから、それにしておはり日本の経済の今日の現状というものをやはり考えて、これに大きな変化を急に与えるといふことについては非常に問題が生ずるのでござりますので、一応今申したような形で、各そのときの石炭産業というものの現状を考えて、今の程度の保護を与えて、今後燃料政策をすみやかに樹立してこの問題を解決する、こういうふうに考えておるわけです。従つて手ぬるい点はやはり手ぬるいと私も思います。

○小林政夫君 どうもよくわかりませ

んが、まあ国内資源を維持し、国産原

油を十分に増産して、できるだけいわ

ゆる五ヵ年計画で百万トンくらいの線

まで持つていこうと、こういうこと

は私は何も関税政策でやらないとも、

その他の行政措置によって十分目的が達せられるし、そうしてわずかな関税を、たとえば関税率法上に定めると

この、本来の一〇〇%といまるまるの関税を復活してみても意味をなさないことなんで、関税政策で国内資源保護及び培養ということにはならない、

こういう考え方を持っておるのであります。またこの石炭の需要を増す、そういう意味で、今度はまあBC重油にこの関税引上げのしわを寄せるところによって、石炭と競合関係にある重油消費者の重油価格を上げていく、こう問題、……常にその関係者といふものに問題あります。常に石炭との価格とにらみ合せて関税を上げ下げするといふことになると、これはよほど

いうことであります。が、常に石炭との関税と石炭の価格とにらみ合せて考えていかなければならんといふことで、一割や二割は上げたり下げたりといふようなことがしおり起つてくるのじゃないか、こういうことにいて、まあ石炭と競合関係にあるBC重油の需要者に関税引き上げのしわを全部寄せるということになりますが、そういう問題も起りますけれども、しかし衆議院における付帯決議の状況等から考えて、果してこの関税引き上げによって重油の需要を押えて、そうして石炭の需要が増大するということはかかるから考へて、多大の疑問があるわけであります。そういう点について大蔵大臣はどう見通しを持っておられるか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私はこのようにまだ検討して、この原油にかかるの意味で、今度はまあBC重油にこの関税引き上げのしわを寄せるところによって、石炭と競合関係にある重油消費者の重油価格を上げていく、こういうふうなことになります。またこの石油をどうかねればならんといふことで、一割や二割は上げたり下げたりといふようなことがしおり起つてくるのじゃないか、こういうことにいて、まあ石炭と競合関係にあるBC重油の需要者に関税引き上げのしわを全部寄せるということになりますが、そういう問題も起りますけれども、しかし衆議院における付帯決議の状況等から考えて、果してこの関税引き上げによって重油の需要を押えて、そうして石炭の需要が増大するということはかかるから考へて、多大の疑問があるわけであります。そういう点について大蔵大臣はどう見通しを持っておられるか。

し、将来の総合燃料施策等から考えて、これは本来は関税定率法で定めるところの一〇%に復活すべきであるけれども、急激にやつたのでは関係方面に対する影響が大き過ぎるので、二あるいは四というようなところからいってなんだん一〇%に戻すんだ、こういうことなのかどうか、その点と、今の現実問題としては、地固め財政経済政策との原油関税復活とは相反する政策ではないと、こういうことを言っていらっしゃいますが、その点はどういうわけでありますか、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(田中龍夫君) お答えいたしました。経済企画庁といたしましては、このエネルギー源の基礎といたしまして、石炭と重油の問題とを特に慎重に

考へている次第でございまするが、重油の消費というのも、御案内の通りに石炭の生産を五千万トン、重油の消

費を千百三十九万キロリッターで安定

させるという見地に立ちまして、通産省の方とも相関連をいたしまして重油の規制をいたしているような次第でございまするが、この際の関税によりま

するそのしわが物価の安定性に急激に変化を与えるというには心得ておらぬのでござります。むしろ石炭の消費を特に刺激いたしまして、一方また重油の消費をばいわゆる統制経済的な行き方でなく、自由経済におきまする原則に従いましてその抑制をして参るという施策に対しましても、この問題から考へました場合におきましても、物価の方ではさしたる影響はないだらう。また需給の面から考へまし

たしましてはこれを黙視することはできない。同時にこういうふうな重要な資源でありまする燃料としての液体燃料が、これが逐次使うのにも非常に便利だというふうな意味からいいまして、安置いたしておくなれば、石炭等の固体燃料からどんどんと液体燃料に転換をして参るということも、これも必然の流れでありまするが、国策といまして、その点の抑制なりあるいはまた外貨資金上からくる施策を出さなければ相ならぬのじやないかといふように考る次第であります。

もちろん頭割りから申すならば、わ

が国の液体燃料の消費量といふものは、あほど大きいものではございません。昭和三十五年の六ヵ年後におきましても、総合エネルギーにおきましては、我が國の液体燃料の消費量といふものは、あほど大きいものではございません。

よう考る次第であります。

が國の液体燃料の消費量といふものは、あほど大きいものではございません。

昭和三十五年の六ヵ年後におきま

しても、総合エネルギーにおきましては、

一人当たりの石炭換算で一・四トンといつ

申しますと、企画庁といましては、國

内の自分の持つてあるエネルギー源に

切りかかるといふような施策の面から

ございます。

で、同時に關税障壁の問題であります

するが、私の眞聞にして聞き及んでお

りまするとこにありますれば、ドイツ等におきましては、ドイツでもフランスでも、こういったものに關税を課

すると同時に、これによって得た財源

によつて石炭液化なり、あるいはまた

何なりの国策的な施策に財政投資を

いたしておるようなことを聞き及んで

おる次第でございまして、私はこの際

にかような関係から考えまして、今

は、私の申し上げたのは、日本のよう

な國柄においては關稅をかけておるの

は、石油かという面だけが議論さ

れておるようと思うのですが、むしろ

私は国内資源確保という点からも、國

策としては十分検討していくなければ

ならない問題だと、そういう角度から關

稅の問題も考えてよいと思つておるわ

けであります。

そこで国内の原油の生産量が、質疑

ります。かけておりますけれども、これ

が上なんです。日本の場合は、

ほんとうにわずかな量を日本で需給で

いる熊勢であつて、ほとんど大部分の

ものを輸入しなければならぬ國柄だ、

こういうところにおいてはわれわれは

ほんとうにわずかな量を日本で需給で

いる熊勢であつて、ほとんどの大部分の

ものを輸入しなければならぬ國柄だ、

この程度の關稅復活では足りないのだ

と、今度の關稅復活によつて大した

かけるべきではないのではないか。し

かも今の石炭対策とか国内自給燃料を

維持培養するという見地からいえば、

この程度の關稅復活では足りないのだ

と、今度の關稅復活によつて大した

かけるべきではないのではないか。し



賛成はしておらない。目的税設定といふことについては賛成ではございません。ではございませんが、通産当局がかなり熱意をもってこの原油重油関税復活に賛成した、しかももしよい込んだんだけれども、行政負担といふものは相当大きい負担をしよい込んでおる。にもかかわらず、うだとうだといふと、それに影響を及ぼさないよういたします。どんどんやつていくと、何も影響がなくなるというような先ほど來の質疑応答によつて、もう、ほんとどねらつてゐる石炭対策あるいは国内資源維持培养という点についても、何が何でも、ほんとどうぞお手を貸して、國の大きな経済政策の点からいつても、石炭をはらんでおる。この法案にある程度賛成、積極的に賛成すると、こう言つては意味をなさない。しかも今の矛盾をはらんでおる。この法案にある資源開発株式会社法案といつものが出たて、通産省の一般会計予算の中で二億円を計上してこの会社に出すと、こういうそろばんからいくと、少し割が悪かったのじゃないか。もっとよけいもらえるつもりが、えらい失望しておるのじゃないか。どうもあまり賛成するのじゃなかつたという氣持が出ておるのじゃないか。石橋通産大臣が来れば、率直な人だから聞いてみようと思つてあなたがどうも割が悪いことになつてしまひませんか。もつとも、ちょっとお部負担させるといふことになると、法人事税收がそれだけ減ることになるし、差し引いてみると十億足らずの国の人

ところの勘定になつておるので、まあ少  
しはあなたはもらえば、そろばんは合う  
どうも三億じゃそろばんが合わんよう  
に思うのですが、どうですか。  
○政府委員(川上爲治君) 私は別に不  
るばんが合うとか合わんということでは  
やつたわけじゃないのですが、まあ石  
油開発のために相当の金が必要ります  
ので、少くとも七、八億ないし十億程  
度の金が国からつき込まれることを私  
は非常に希望しておりますわけございま  
す。先生はそれをよく御存じで、実はな  
割が悪いのじゃないかというようなお  
話をされたのじゃないかと思うのです  
が、私の方としましては、先ほども申  
しましたように、やはりこの問題は総  
合燃料対策の一環として、今、先生は  
どうもその石炭に対して影響がないの  
じゃないかというようなお話をありま  
したけれども、この前も申し上げまし  
たように、大体そのボイラーメンタルの油  
が百八十万キロリットルぐらいの年間に  
消費されております。少くともその半  
分程度はこの五六年間に石炭の方に転  
換させていきたいと考えておりますの  
で、これはね返りのものにつきまして  
も、私はそうした方面にはね返りがい  
くよう行政指導をしていきたいと、  
こういうふうに考えておりまして、大  
体九十万程度の石油といふことになり  
ますと、石炭に換算しますれば百八十八  
万トンぐらい、その百八十万トンとい  
うのは、私は石炭の問題から見まする  
といふと非常に大きな問題ではなかろ  
うかといふふうに考えますので、私  
は先生のおつしやいましたように、こ  
れがそう大した問題ではないといふ  
ふうには考えていない、わけでござい  
ます。

○小林政夫君 まあその後段の点は、そういう面への関税復活による値上げをしわ寄せするということだけでは、重油消費規制はせられないのです。もう一つの重油規制法の通過を得て、初めてその効果が現われるのです。その関税復活による値上がり分をそのままへ石炭と競合関係で、しかも石炭を使つても差しつかえないと、どういふ面へのしわ寄せによつて、価格操作によってその規制がされるという点は、して効果がないのじゃないか。これは今の経済企画庁の政務次官も、あまり物価にはね返らんようになると、こということなんで、その面で意味がなくなつて来る。むしろもう一つの重油規制法案によつてあなたの消費規制の結果が現われるわけであります。この問題復活のこの程度の措置、しかもそなへなるべく物価へのね返りを防ぐ、こういうことでやつていこうとされればこれは意味がない。その規制といふ点からいけばそこに問題があるわけで、まあもちろん私が率直な質問をしておこるところで、そうです、割が悪かったということです。そういうような答弁がないことは承知しておりますけれども、まあそういう答弁は要りません。

業者が負担するのか、それとも生産用重油及び沿岸運航用重油以外の重油を使用する人の方へおつかなさつていくのかということをまあ聞きたいわけですか。

○政府委員(川上篤君) この水産用重油につきましては、特にA重油、それが一番使われてゐるのあります。が、今回の関税の措置につきましては、A重油にはかからないということになっておりますけれども、このA重油につきましては、昨年の四月からその価格につきましても通産省から標準価格を定めまして、各漁港別にこれを実施しまして、その漁港別の元々売業者あるいは特約店はそういう価格で販売すべきであるというふうにいたしまして、現在におきましては、その標準価格は、いわゆるその特約店の協同組合の協定価格として実施されておりますが、そういう価格を現在設定をいたしております。そしてその価格で販売するようになります。そしておけるわけなのですが、特にこの水産関係につきましては、元売業者と特約店のつながりというのがきわめてはつきりいたしておりますので、どことこの特約店はどこの元売の系統である、そしてどのくらい流れ出るといふこともはつきりしておりますので、もある漁港におきましてそれが守られないというようなことになりますれば、すぐそれはどこの店でどことこの系統であるといふことがよくわかりますので、私どもは元売業者に対しまして外貨の調整によりまして罰則的な措置をとつて、そしてその威令が行われるような行政措置をとつておるわけでございます。昨年の四月からこれは実行されまして、そしてどこの四

月からさらに値段をある程度下げましてやつておるわけなんですが、大体において私どもの聞いておるところでは、また調査しておるところでは、うまくいっているように聞いております。また地方におきましては各県別に苦情処理機関といふのがあります、この苦情処理機関といふものに対しまして、非常に問題がありますれば、いつでもこれに訴えるという、価格の面におきましてもあるいはその配給量の問題につきましても適正が期せられるよう仕組みを現在とておるわけでござります。A重油につきまして、どううような措置をとつておりますが、B・C重油につきましても、私どもは同じような措置を……この水産関係につきましては、これは零細なる漁業者の関係でありますから、大きな漁業者につきましては、別に私どものほうとしては、価格の引き下げとかそういうふうな措置はとりません。零細なる漁業者に対しましては、そういう措置をとりたいというふうに考えておるわけでございます。

○杉山昌作君 そろそろと今申します。

○政府委員(川上爲治君) 先ほども申

してやつておるわけなんですが、大体において私どもの聞いておるところでは、また調査しておるところでは、うまくいっているように聞いております。また地方におきましては各県別に苦情処理機関といふのがあります、この苦情処理機関といふものに対しまして、非常に問題がありますれば、いつでもこれに訴えるという、価格の面におきましてもあるいはその配給量の問題につきましても適正が期せられるよう仕組みを現在とておるわけでござります。A重油につきまして、どううような措置をとつておりますが、B・

C重油につきましては、私どもは同じ

○杉山昌作君 私はそれがちょっとお

かしいと思うのだね。その水産用の税金を負担だけを、税金という関係でなしに、ボイラー用の重油にひっかけ

ていい。また表面的には関税がかかっていい。まだ表面的には関税をかけなければならぬ。しかしそれが物価にしわ寄せされるといふことは避けなければならぬ、こういうことなのであります。すが、すでにいろいろお話をあります。されば、一体それまでの必要があるのなら、水産用重油については免税にすべきだ。そのしわを商人なり取引機構で消しきめ方として理論的に納得できないじゃないか。まあ金額としてはB重油のだが、ボイラーのほうへどんどんしかけだといふので、そう大きな問題はないのだけれども、税率をきめるときの考え方としてはおかしいじゃないかと思います。

○政府委員(北島武雄君) ただいま杉

山先生の御指摘のように、かりに水産用のB・C重油については免税を免除する、こういうことをはっきり書け

ますが、三分の一ぐらいが漁業関係であります。ところが御承知の通りに、細漁業関係のほうにかかるようになります。先ほど申し上げましたように値段をきめて販売するようにするわけなんですが、そのうちの、この特に零細漁業関係のほうにかかるようになります。それは、これはさつき申し上げました陸上の重油ボイラー、そりした方面に、先ほど申し上げましたように値段を申しあげましたようにするわけなんに、だんだんしわが寄っていくようになります。もちろんこれは石油業者の方にある程度吸収されることになるわけではございません。

○松澤兼人君 ちょっとと二つ三つ、かしいと思うのだね。その水産用の税金を負担だけを、税金という関係でなしに、ボイラー用の重油にひっかけたといふのが、片っ方免税しだけのものが片っ方にかかっていく。そうすると片方が一割二分のものが一割三分の税率をかけられることになるのだと、これが「一体それまでの必要があるのなら」が、「一体それまでの必要があるのなら」、これが寄付していくといふことになります。ただしこれは資金が相当大幅な利益を上げている。これに結局これは借入金によってやっているといふことがあります。だからこそ、これが資金の関係から申し上げれば、この石油会社が今お話をのように、外國資本の、いわゆる船を持つことを業としておるといふことがあります。ただしこれは資金の関係から、借入金といつよりも、これはやはり合理的にそういうふうな

○国務大臣(一萬田尚登君) 今御意見の点は、これは私はわが国の海運政策から判断をいたすべきだと思うのであります。従いまして、私がここでその行為について断定を下すのは當を得ないと、どう思うのです。もう一つの問題は、自ら資金を四億程度この船の建造に出て、しかしこの会社はすでに開発銀行から、先ほど申しましたように、石油精製のための一億五千万円ですか、借り入れているわけなんです。私はこれだけの自己資金を持っているならば、開銀からそういう巨額の資金の融通を受けなくともいいのじゃないかと、こう思うのです。これは金融政策としてはいかがなんですか。あるいは財政投融資としてですね。

○松澤兼人君 それは單なる私は海運政策の上からばかりでなくて、大蔵大臣としても十分にこの問題については許可があつたように私報告を今まで海運政策として運輸省でそういうふうにお考へになつていらっしゃいます。

○松澤兼人君 ちょっとと二つ三つ、ちょっとと関係がないのですけれども、先ほどいろいろ各委員からのお話を聞いておりまして、石炭等の関係においては、やはり相当の関税をかけなければならぬ。しかしそれが物価にしわ寄せされるといふことは避けなければならぬ、こういうことなのであります。すが、すでにいろいろお話をあります。されば、一体それまでの必要があるのなら、水産用重油については免税にすべきだ。そのしわを商人なり取引機構で消しきめ方として理論的に納得できないじゃないか。まあ金額としてはB重油のだが、ボイラーのほうへどんどんしかけだといふので、そう大きな問題はないのだけれども、税率をきめるときの考え方としてはおかしいじゃないかと思います。

○政府委員(北島武雄君) ただいま杉山先生の御指摘のように、かりに水産用のB・C重油については免税を免除する、こういうことをはっきり書けます。今、私はそれについてお答えいたしておきました。

○松澤兼人君 資金の問題だけに限定して考えてもいいのですが、アメリカから約十億の金を借り入れる、こういふことはすでに許可になつておるのでございますか。外資を導入するということですね。

○国務大臣(一萬田尚登君) 外資委員会で一応外資を入れるということについては許可があつたように私報告を今まで海運政策として運輸省でそういうふうにお考へになつていらっしゃいます。

○松澤兼人君 それは單なる私は海運政策の上からばかりでなくて、大蔵大臣としても十分にこの問題については許可があつたように私報告を今まで海運政策として運輸省でそういうふうにお考へになつていらっしゃいます。

○政府委員(川上爲治君) 今お話を会社はたしか丸善石油ではないかと思うのですが、との開銀の融資につきましては、これは二、三年前の問題であります。それで、それからずっとこれまで続いていると思ひますが、もう最近におきましては済んでしまつた問題ではないかと思うのですけれども、まだ少しあるいは残りがあるかもしませんが、

これは当時どうしてもその設備の改善をしなければならない、たとえば接触分解装置でありますとか、そういうきわめて近代的な設備をしなければならないということで、また当時におきましては、それほど収入が大きくありませんでしたので、どうしてもこれは開銀の方からある程度融資してもらわなければならぬかといったいろいろな事情がありまして、そしてそういう開銀の融資を受けたと私どもは記憶しておりますが、現在におきましては、もう開銀融資につきましてはいろいろな問題について石油精製業者に対しましては私どもの方ではほとんど考えておりません。ただ四、五年前から二年ぐらいいの間どうしても国内の設備を改善しなければ……、ないという、外國の製品と比べまして非常に劣る、競争ができないというような関係から、單にこれは丸善石油だけではないのですが、ほかの石油会社、特に日本の資本だけでやつておる会社に対しましてはめんどうを見たことはございませんけれども、現在におきましては石油会社は相当收入がありますので、自分の力でやりなさいというところで、私の方では別に開銀融資等は考えておりません。

て、これは海運界に相当の影響を及ぼして来る、資金を融通しております、あるいは利子の補給をやっております。これらタンカー業者を中心として、政府が貸し出しておりますところの資金の元利金が回収できなくなるのではないうがと、こういうことを心配するのです。この点については何か保証するとうな、そういう危険のないようになります。という方法がござりますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私あつと質問の要旨が……、といふに保証するのかわかりません。

○松澤兼人君 こういふことなのであります。続々として石油精製業者がタンカーを持つようになると、これまでですでに政府から資金を出しておしますね、そういう人たちも非常に影響を受けます。事実上まあ營業ができなくなってくると、どうやら、そうすれば今まで貸し付けたものを回収することができなくなってくる、そういう回収ができないとなるということを防ぐような保証の道があるかどうか、これは金を出すという意味ではない、何がそれを守つてやる、というふうなことをお考えになつておるが。

○國務大臣(一萬田尚登君) それは私の考え方では保証をすると、どうような事柄ではないのであります、そういう事態を招来するような海運政策をとるべきではない、ということに私は今さようにお考へております。

○小林政夫君 経審長官お急ぎのようですからかいつまんで質問しますと、先ほど政務次官から御答弁があつたので、一体今度のこの原油、重油関税の復活というものがどういふところをねらいにしておるのか、石炭対策とも、また国内原油資源の維持培養と、どう

いう両面のねらいがあると一応は提案理由で言われており、だんだん研究してみると、国内資源の培養という点からみると、この程度の関税復活では全く意味をなさない。国産原油のコスト等から考えてみると、もし関税制限だけで国内資源の維持培養ということをやろうとすれば、五割ぐらいの関税にしなければならないし、それから石炭対策といふ点から考えると、水上は除き陸上のBC重油、主としてボイラー用の燃料として使われるBC重油にしわ寄せしていく、従つてまあ基本税率一〇%に近い八%ぐらいの負担になるようにしわを寄せてゆくというわけあります。が、だんだんあれにもしわを寄せてもらつては困る、これにもしわを寄せては困るということで、衆議院の付帯決議等によれば、輸出に重要な関係を有する中小企業その他の産業に対しては、その値上がりのしわを寄せるな、こうなってくると、ほんとしわを寄せるものがなくなって来る。そういうことで、一体これはまあ通産当局においてそれだけの行政措置がとれるかどうかといふことは非常に疑問なのであります。て、疑問なのであります。まあ一応それがたとすると、やはりこれは石炭との競合関係がある重油といふものに対する範囲といふものは非常に狭いものになつてくる。しかもそれでしわを寄せられたとすると、これはかなり物価にはね返つてくる問題です。これは今の低物価政策と言いますか、物価を上げない政策、また経審長官非常に骨折りの生産性を高め、コストを安くしていく、この企業合理化を通じて低コストに持つていくという政策から言えます。

矛盾するのではないか、どういう質問を続けたのであります。その結論としては、政務次官の言われたのは、あくまでも物価にははね返らんようにならなければなりませんが、ほんとはね返りはないと思います、こういうことになると、實際價格の面から考へても石炭対策にはならぬのです。

そうすると一体この原油、重油開港税復活というものは何か、こういうことになるわけであります、また総合燃料対策等から考へて、経審長官としてこの原油、重油開港税の復活といふものは、将来は基本税率まで持っていくところでお考へおられるのかどうか、というような点の御所信を承わりたい。

○國務大臣(高橋達之助君) 現在六ヵ年計画におきましては総合燃料対策を立てております。それにつきましてはどうしても将来石炭といふものを燃料に使うということは、これはやめてゆきたい、石炭といふものをもつと高度化して使用したい、こういう考え方であります。と言つて、今、それは理想であります。実現する上においては相当前の日にちをもつてからなければならん。それまでの間は現在の石炭業者をある程度立つていけるようにしなければならん。それで現在は四千二百万トンでありますけれども、六年後には五千万トンの石炭を供給するものとして、石炭業者を自立するうようにしていかなければならん。その点から考へますといふと、現在の石炭価格といふものを維持する、持続する。もちろん石炭価格はできるだけ生産原価を下げて参りますが、それにしても現在の重油が無制限に入つてくるということでは、

五千万トンの石炭を消費するといふと、つづきましては相当困難性がある。存じまして、ボイラー用のようなもの大量を使用するものは、できるだけ石炭にかえていきたい、とういうような根本方針でございます。同時に輸入の原油——油に対しまして適当な課税を加えまして、それによってその金が流れがわり立ちかわりして、それが結果日本の油を自給する、原油を自給するという方に十分に力を注いでゆけると存するわけであります。現在の日本石油工業といふものは、決して私は現状で甘んずるものでないというような事態であります。最近おきまして、欧州におきましても探鉱の技術が非常に進歩して参りました。その結果今まで重油が出ないと思っていたドイツのような所は非常な勢いで今増産しておる、どういうことにかんがみまして、国内資源の開発といふことについては十分力を注いでいく、そういう面からあれやこれやを考えまして、燃料対策を立てまして、ある程度の原油に対する関税をかけるといふことは、国策上必要だと、こう思つておりますが、これをもとの規定のごとく戻すかといふふうなことにつきましては、これはよほど考慮する必要があると存じまして、その点につきましては、現状におきましては、現在の政府のとつております方針は、その意味からいたしまして私は必要だと存する次第であります。

うふうなことは、まあいわば時代おくれで、何か物に変えて作っていくといふものが、そういうこともかね合せて、う方向へ考えていかなければならん。こういう御抱負に対しては全面的に賛成であります。大体世界の燃料といふものが、どういうことともかね合せて、固型燃料から液体燃料に變つていて、今のような方針で大いに探鉱等をして、国内自給度を高めて行くといふ。しかも日本のような国柄において、あらゆるデータをつかまえて、それがコスト的に安くなるように、こういう勢勢からいくならば、大部分輸入に依存しておる現状において、この原油に課税するということは好ましい姿ではないと思う。で、今御意見をお述べになつたとき見のがすことがで、きないことは、要するにどうやってある程度國の収入をあげることによって、それを石油資源の探鉱費に使おうと、こういう意味の御所見があつた。これは私は率直な御答弁だと思つし、まあそれならば多少意味があるのではないかというごとなんです。それは先ほどお見えになる前に、川上局長に尋ねたのであります。そういう観点からいふと、どうもそろばんが合わないのではなかいか。十六億の税収をあげて、これがどこへしわ寄せされるか。一方、法人税等も減りますから、大体政府の歩どまりは、政府のふところ、財布へ残る金としては十億ぐらいだ。こう數えると、今度の石油資源開発会社への出資といふのは、通産省の一般会計で三億計上しておる。こういふものはそろばん勘定に合わないじき

ないか。こうじうどとを鉱山局長を質問したのです。合いませんですとはおっしゃいませんが、通産省としては非常に行政負担を重く受けて、あれにも関税復活のしわを寄せないようにして、これにも関税復活のしわ寄せをしないようにと、これではなかなか、あの戦争中の徹底した計画経済と言いますか、統制経済の中においてもやみが横行し、価格が守れなかつたときに、一片の外貨割当を武器として行政指導によつて、この「重価格のよな」とが行われる保証は私はつきにくいた思ひます。しかしそれはしようがない、この委員会でやりますと、こう言わざるを得ない政府委員の説明でありますけれども、そういうよな大きな行政負担を背負つて、一体何が通産省としていいのだと言いたいところなんですけれども、本心はそういう税源を確保して、目的的的な意味でこれでもつて石油資源を開発する。こういうよなところにねらいがあるのじゃないか。その点いががですか。

○小林政夫君 今の重油の消費を規制し、石炭の過渡的措置として、石炭の需要を喚起する、こういう建前からいくと、この関税復活で今の低物価政策に矛盾しないような、こういう措置とならみ合せてみると、これでは本来の目的は達せられない。一番成功した形においては、石油精製会社が全部関税と言ふか、輸入業者等がこの増加した関税を、自分の方で何と言うか、それだけ負担する。こういう形になれば末端へ一つも影響はないわけです。けれどもそういうことをやつたとすれば、どうしてもそういうことをやつたとすれば、石炭対策には、価格面から、ならない。一つも物価の値上がりを来たさんわけですから、ならない。だからむしろ、それでは効果がない。そこでそれをあえいだ、もう一つ別の法案の重油規制関係の法案が主役を演ずるのであって、こういう石炭対策といふ点から言ひながら、もう一つ別の法案の重油規制関係とは、世界の各国を調べてみても、大体日本のような国柄において、関税を設けておるところは皆無と言つていよい。ないのです。おおむね関税を持つておる所は、国内の需要量に対しても、国内の生産量が間に合つておる自給可能な国において関税をかけるという状態でありまして、特に先ほど来言つようかな低物価政策の推進、企業コストの低下、低減をはかるという点から言つても、多少の、わずか〇・何ポイントという、價格のはね返りがあるとしても、それが石油業者に対し影響があるかもしれない、というようなことを、政府委員から聞きましたけれども、そのた

めのコストの低下ということにござつて、今各企業は血みどろの努力をしておるのであつて、コスト低減がいかに骨が折れるかということは、長官の十分御承知のこところであります。よしよから、ちよちよを要りませんけれども、そういう態勢から言いますならば、これだけの関税復活にしても相当矛盾してゐる。どうもあまりそういう目的的なところであつて、矛盾を忍んでやるというならば、何が目的があるのでないかと、こういうことになるのあります。どうもあまりそういう程度のものであれば大して目的を達成しておらん。こういうことになると、あまり積極的にこれだけの復活をするという理由が乏しい。かえつて悪い影響だけが残つてくるのではないかと懸念がされるわけで、まあ言っておるわけであります。

○國務大臣(高崎達之助君) ただいま傾聽すべき御意見だと思いますから、よく検討することにいたしますが、現状におきましてはこの関税をある程度かえるということになるかと思います。

○野溝勝君 委員長のお取り計らいによりまして、ただいま議題になりまし日本開発銀行の電源開発株式会社による出資の処理に関する法律案を議題に供しまして質問を願います。

私はしろうとでわからんのござりますが、特に電源開発会社はすでに促進法ができまして、これに関しましては政府といたしまして、積極的な支援をすることになつております。そこで特にこの法案のおもなるものは、言ふまでもなく、従来の開発銀行の引き受けた株式を産業投資特別会計に帰属するということが重点でござりますが、私はこの際、関連してお伺いしておきたいのは、一体、日本発送電会社を解散いたしまして、九分割いたしまして、そのときの理由といだしまして、サービスをよくする、廉価配給するということが大義名文でございましたが、その後の、九分割後ににおいては、何らあまりサービスもよくなつておりますせんし、廉価配給もされおりませんし、年々歳々電力料は値上がりでございます。この値上がりが、これがいわゆる政府の言う低価、低廉配給と言われるのでしょうか。こういう点について、私は大いにその当初とは矛盾した動きを示していると存じます。しかるにこの発送電会社を解散いたしまして、九分割になつたはいいのでございますが、その後また電源開発会社というのが生まれました。一体電源開発会社は、発送電会社とどういうところが違うのでございましょうか。ただ違うところは配電の点だけだと私は思つております。特に発送電会社当時の技術者からいろいろ聞いておるのであります、配電の状態が違つただけでござります。別に会社に移つただけでございます。あと大した違いはないといふわけでござります。してみればどういう一体意図ですかよなことをやられたのですが、私

どもは、國民として非常に疑問に思つておるのでございます。特に私はこの内容については、今日はお伺いいたしませんが、との発送電会社といふ、電源開発会社といふ、われわれ國民の莫大なる血税を國策事業としてこれに支援しております。してみますならば、この育成といふか、内容といふものに対しても、われわれは関心を抱わなければなりません。しかるに発送電会社が解散したときの清算委員長は最後の総裁でございました小坂順造君だったと思います。われわれはこの清算勘定がどういうふうに「一体されて」いるのか、それが明らかにされておりません。一体いやしくも經濟審議室長官は、今度は企画庁と改めて、今までのような審議機関じゃない。要は、名のことく行動機関だ。でありますから、特にこういう電源開発、特に資源開発として日本石油開発株式会社というような、これは三億円であつても、日本の資源開発には重大なる政策の一つでござります。大賛成です。しかしかような考えを持つてある長官が、この発送電会社が九分割されたときの清算に対する、あるいは資源開発の一つでござる電源開発には、いろいろな政策の一つでござります。大賛成です。しかしかのような考えを持つてある長官が、この際お聞かせ願いたい。さらに私は、十分なる御説明ができると思いますから、時間の関係上。私はその間ににおける動きに対し資料をこの際お聞かせ願いたい。特に監督官厅にあるところの大蔵大臣は、この問題に対しても、どういうふうな動きを持つておられるか。かつまたその後の経緯に対しても、どういうふうな動きとに一体了承され、開発会社と発送電会社並びに國家資金の関係等々に対して、特に日本発送電

会社当時における事情はよく了承しておきたいという上に立つて、今回開発銀行に切りかえて、この産業投資特別会計に帰属するということになったのでござりますが、特に今後電源開発会社に対してはどういうふうに「一体」としておきたいと思います。  
**○國務大臣(高確達之助君)** この電源開発会社は、御承知のこととく今後日本の水力電気を開発いたしますにつきましては、相当地規模で多額の資金を要する、分割された九電力会社にこれをまかすといふことは、なかなか実施困難であるし、のみならず今後の水力電気の開発はひとり電力といふことだけによつちやいけないので、水力をいかにほかに利用するが、灌漑用にある工場用水、いろいろな方面から考慮しているわけであります。そういうふうな意味から国家と直接つながりのある電源開発株式会社をしてこれに当らしめる、こういうようなことでやつておられるわけであります。で、電源販売する、こういうことが原則となる。それで私は、十分なる御説明ができると思いますから、時間の関係上。私はその間ににおける動きに対しても、どういうふうな動きとに一体了承され、開発会社と発送電会社並びに國家資金の関係等々に対して、特に日本発送電

会社を九分割したのですから、もちろんそれは通産大臣の所管かもしれませんが、あなたがやはり審議室長官といいますか今度企画庁の長官といふことになっておられるのだから、日本においておられるところの経済の総合政策をやつておられるわけであります。それではあなたはそれをまた通産大臣をここに招致して聞くといふけれども、それよりは、とりあえず私はその内容についてお示すことができなければ、あとで通産大臣と相談されまして、その間におけられるとこらの資料を一つ提示願いたい。  
**○委員長(青木一男君)** お詫びいたしました。去る二十五日葉川委員の辞任に伴い、請願に関する小委員に一名欠員となつておられるので、この際、その補欠を生じましたので、この際、その補欠を互選したいと思ひますが、先例により委員長より指名することに御一任願つて御異議ありませんか。

**〔異議なし」と呼ぶ者あり〕**  
**○委員長(青木一男君)** 御異議ないと認めます。  
 それでは請願に関する小委員に平林委員を指名いたします。  
**○委員長(青木一男君)** 暫時休憩いたします。  
**○委員長(青木一男君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。  
**○野溝勝君** 資料出すとするのですか。  
**○國務大臣(高確達之助君)** はい。  
**○國務大臣(一萬田尚登君)** 大蔵省といたしましては、今までとして私の方はこの関係においては、財政の投融资の面であります。御承知のようにこの雪源開発、電力を豊富にしようという面では、これは最近日本の国策でもあります。従いまして、今日の電源開発会社といふものは、ますます國家とのつながりを密にして、そうしておられますから、電源開発会社自身は消費者に渡すのではなくて、これを一応分割された九電力会社にこの電力を販売する、こういうことが原則となる。それで私は、十分なる御説明ができると思いますから、時間の関係上。私はその間ににおける動きに対しても、どういうふうな動きとに一体了承され、開発会社と発送電会社並びに國家資金の関係等々に対して、特に日本発送電

会社当時における事情はよく了承しておきたいという上に立つて、今回開発銀行に切りかえて、この産業投資特別会計に帰属するということになったのでござりますが、特に今後電源開発会社、これを九つに分割いたしましたときは、その資産は九電力会社に引き継がれていくかわからぬじやないか。  
**○國務大臣(高確達之助君)** もとの日本発送電会社、これを九つに分割いたしましたときは、その資産は九電力会社に引き継いでいる關係でございません。そういうことになつております。その詳細のことは通産大臣からお答えすると思います。  
**○野溝勝君** 通産大臣といつても、電源開発会社を九分割したのですから、もちろんそれは通産大臣の所管かもしれませんが、あなたがやはり審議室長官といいますか今度企画庁の長官といふことになつておられるのだから、日本においておられるところの経済の総合政策をやつておられるわけであります。それではあなたはそれをまた通産大臣をここに招致して聞くといふけれども、それよりは、とりあえず私はその内容についてお示すことができなければ、あとで通産大臣と相談されまして、その間におけられるとこらの資料を一つ提示願いたい。  
**○委員長(青木一男君)** お詫びいたしました。去る二十五日葉川委員の辞任に伴い、請願に関する小委員に一名欠員となつておられるので、この際、その補欠を生じましたので、この際、その補欠を互選したいと思ひますが、先例により委員長より指名することに御一任願つて御異議ありませんか。

**〔異議なし」と呼ぶ者あり〕**  
**○委員長(青木一男君)** 御異議ないと認めます。  
 なお参考のために申し上げます。昨日は議院運営委員会の委員長に対して注意を喚起しておきました。委員長が法案の委員会付託を決する場合に、法案の名前だけ見てきめずに内容を見てきめてくれと非常に実は遺憾の措置があることを大蔵委員会としてはみんな心配しておる。今後そういうことのないよう十分法案の内容によって付託委員会をきめるように議運の委員長としては十分に配慮するよう委員長に申し込んでおきましたから、さう御了承願いたいと思います。

**○小林政夫君** その申し入れは口頭ですか。  
**○委員長(青木一男君)** 口頭です。  
**○小林政夫君** 過去にも何回かそういう悪例がありますので、後世に残るよう文書で申し入れをしてもらいたい。  
**○委員長(青木一男君)** 適当に廻置いたします。

**○委員長(青木一男君)** 関税定率法関係二法案について質疑を続行いたします。  
**○小林政夫君** 午前中の質疑回答において大蔵大臣は私の意のあるところを御推察になつたと思いますが、今後総合燃料政策、燃料計画等も樹立したいという御意図もあるようであり、将来

といふか、当面の原油、重油関係復活の措置、この来年の三月三十一日までの措置であります。諸般の状況を見て三月三十一日以後、すなわち来年の四月一日以後はどうするかということについては、どうも場合にはどうするという、この今度の関税復活の影響というがはどう現われたときにどうだという何が腹案をお持ちですか。

○國務大臣（一萬田尚登君） 来年四月になりますて、まあ前から出ました諸般の情勢の検討を加えまして諮詢したいと、かのように考えております。

○小林政夫君 その諸般の情勢はどのような場合に、たとえば基本税率（〇%）に復するという、こういうことは今度やつてみたが、おおむね物価へのね返りもなし、そう大した支障もなく、また行政措置がうまくいった、それならばもう少し上げようか、こういうことになるのか。あるいは本来これは望ましい姿ではないんだ、もう少し諸般の関係措置を強化する、まあ強化するというか、対策を立てることによって永久に原油あるいは重油に対する関税は下がらない、どうしても所期的目的は達せられる、こういうことになるのか、諸般の事情の現れた結果によつて対策といふものは上げる場合と、また全然免税にする場合と二つある。あるいは今はこの二分あるいは六分五厘といふ関税ですけれども、実際に引き上げのしわが寄せられるところは、政府の出した資料によれば八分が目安なんだ。この目安といふか、全体にはまあ八分ですが、八分を目安にすると言つている。ほとんど基本税率には二分の開きがあるだけだ。こういうような状態ですか、基本税率まるまるかけるよ

うにするのか、あるいは状況によっては免税措置をとる、こういうことになります、その状況とどうのはどういう状況によってどうするといふことになるのか、およそ現われる結果といふものは政府の恩恵通りにいくか、あるいは反対の結果になるか、われわれが心配しているふうなことはあると思うのですが、ただ諸般の情勢に対処して善処する、こういうことでなしに、もう少し具体的で……。

○國務大臣(一萬田尚登君) いや、私が諸般の事情と申しますのは、これはこの通産行政にも関連し、またこの企画庁の方の経済六ヵ年計画の方にも関連しておって、私自身としては、これは先ほど申しましたように、そんなに時を費さずに、すみやかに私はこの燃料対策、あるいはまた物価対策というような意味においてもこの石炭対策というようなものをすみやかに樹立することがいい、こういう観点をもつて私は関係閣僚とはもうすでにしばしば前から談合しているのですけれども、まだそこまで実は話が具體化しておらない。しかしこまだ来年の三月というと相当期間がある。こういう期間に、私はやはりそういう根本に触れて解決をしたいという意味合いで、こういふ話し合いがどうなるか……、あるいはまたしかしどういうようにも、今後政局がどうなるかといふこともあるので、そのことを私はあるいは何ですが、一応そういうことを続くと仮定した場合の考え方です、考え方はそういうふうに考えてみたいと、そういうふうに考えております。

○小林政夫君 どうも何も具体的にはお聞きすることができないということ

になるわけではありませんが、押し問答するに至るわけでもしようがありませんから、この法案とも関係するガットの問題について、前々からアメリカは行政政府と、特に国会の中でも上院とかなり通商貿易についての考え方方が違つておるまあおおむね行政政府は自由化の方向にいく考え方であります。上院の方は、どうも関税障壁を設ける、アウタルキー的な気持が非常に強い、こういう傾向があるのであります、最近の報道によれば、まあ新ガットへの加入について非常に問題が、貿易協力機関に対する協定について批准を延ばすと、こういう報道が伝わつておるわけですが、これについて大蔵大臣はどういうふうな御所見を持っておられますか。

間委員会もある、しかも会費の分担があるということになりますと、そういう大きな国際機関に対しても国会の承認を求めるなどとは違憲ではないかとうような議論が実は国会にもあるわけあります。そこで今回のガット規約の改正に際しましては、ガットの規定そのものと組織に関する規定とを別に分けまして、組織に関するものはガットを執行するところの貿易協力機関についてで、別な協定にいたしていなければあります。この貿易協力機関の協定について、アメリカとしては国会の承認を求めるという手続、段取りがなっているわけですが、御承知の通りな互恵通商協定法の期限延長につきましてもいろいろ疑義がありましたが際なんでも、なお今回の会期も切迫しているので、この際としてはアメリカの行政府として、これを国会の承認を求めるのは適当でないといふ解釈のもとに、今回の国会にはこの手続をしておりながらたのではないかと思われるのです。一応事務的に御説明申し上げました。

たつておるところの通関手続等について、それと抵触するものは現在一つない。だからそれを批准したところに問題ではないわけではありますがない。しかし、わが国においても一九二三年にジユネープにおいて調印して終戦の今日まで批准をしておらなかつたそれで二十七年の五月でしたか六年に正約の認めたが、だからにわかれわれは批准をすることにしたわけです。その際にもいろいろこのアメリカの態度というふうなことを聞いたわけですが、ところがこの旧ガト第二部に定められておることは、九二三年の税関手続の簡素化に関する諸協定をまあ何といいますか、敷衍したような条項がたくさんあるわけですね。この二部、三部といふものは、アメリカ等の意思もあっていまだに発しておらない。新ガットにおいてそぞうものが発効する段階に至るわけであります。が、その執行機関としての貿易協力機関、こういうものの協定について非常にしおりつてゐる。こういうふのかということについては、今のアメリカの行政府が調印したからといって、必ずしもアメリカとしてこれを認めるとことについてはせめてどちらかといふことについてはせめて危惧される。どういう点については、まだアメリカの情勢といふことにいたるかといふことは、わかれわれはまあそういう意味においては警戒をするといふか、慎重でなくしてはならん。

心にとめて研究しておいてもらわなければいかんのじゃないか。今のような問題についても、一つ大臣みずから御答弁ができるよう御勉強を願いたいと思います。

それから協定の、先般北島君に質疑をして答えられなかつた点といふが、十分な答弁が得られなかつたわけあります。第三条の(4)は一体どういう意味なので此處に記入する。

○政府委員(北島武雄君) ただいま御説明申しましたように、現在のガット及びガットの機構といふものにつきまして、アメリカ国内に疑問があることは申し上げた通りであります。今回

貿易協力機関に関する協定といふのをガットで別にこしらえまして、ガットの規定そのものは、これは互惠通商協定による大統領の権限の範囲内だと、しかしガットを執行するところの国際貿易協力機関といふものは、これは国

会の承認を要するという一応アメリカの解釈によりまして、別な協定にいたしましたわけであります。この第三条の(4)

項においてもその考え方を最も率直に現わしたものであります。すなわち「機関は、一般協定の規定を改正する権限を有せず、機関の総会又は補助機関によるいかなる決定その他の措置も、構成国が引き受けることに特

に同意しなかつた新たな義務をその構成国に課する効果を有しない。」非常に変な規定でござりますが、考え方

は、ガットそのものと貿易協力機関を別にいたしまして、ガットについては国会の承認を要しない、貿易協力機関については国会の承認を要するといふ

建前に変きましたが、なお貿易協力機関につきましても、国内における重大な紛争を引き起すことをおそれます。それが第三条の(4)の意味なので此處に記入する。

そこで、貿易協力機関はガット自体の規定によよりいかなる決定その他の措置も、段であります。しかも後段におきまして、貿易協力機関の「総会又は補助機関によるいかなる決定その他の措置も、

を改正する権限を有せざ」というのが前段であります。しかも後段におきまして、構成国が引き受けることに特に同意しない場合、新たに新たな義務をその構成国に課する効果を有しない。」といふように限

定いたしまして、アメリカとしてはこれをもって国内に比較的の説明しよいようにするために特にこういう規定が設けられたのであります。よく読んでみ

ますと非常に変な規定であります。この規定につきましては、草案作成の際におきましても、各國から相当疑義が出たのでございますが、アメリカの

が出ていたのでございますが、アメリカのことを御了承願いたいと思います。

○小林政夫君 むだ前段のガットの方の本協定の方はアメリカは行政府にまかす、そうして貿易協力機関の方は国会の承認を要することにしたといふことも私にはわからない。というのは、一般協定に基づくれば執行機関、そして一般協定においてこの貿易協力機関はどういう仕事をするということは一応うたつてある。そのもとになる、根になるガッ

ト協定自体の、一般協定の方を行政府にまかして、その一般協定に基く執行機関だけは、この貿易協力機関の方がどういう構成だといふことにについて國

会の承認を得なければならない、こう

いうのはどういうお考見になつてゐるのか。

○政府委員(北島武雄君) これは先ほど御説明いたしましたのでわかります。当初はアメリカの行政府としてはガットについては当然互惠通商協定法の範囲内と考見まして、その後国交渉の結果につきましては、米国の国野、たとえば織維、陶磁器、まぐろ等の業界におきましては、アメリカ側が

あまりに関税を引き下げ過ぎたといふので、国内にこうこうたる声があるのです。そこで、これはやはり国会の承認を要することではないか、ことに疑義があつたガットの組織に関することが、たとえ緩和してあるとはいえ、これは出ることは得策ではない、こういうふうにアメリカの行政府として考えたのではなかろうか、これは私の推測でございます。実は外務省に入りました電報にもそういう詳しいのは入つております。

○小林政夫君 もう一つあなたの説明された前段のガットの方の本協定の方はアメリカは行政府にまかす、そうして貿易協力機関の方は国会の承認を要することにしたといふことも私にはわからない。というのは、一般協定に基づくれば執行機関、そして一般協定においてこの貿易協力機関はどういう仕事をするということは一応うたつてある。そのもとになる、根になるガッ

ト協定自体の、一般協定の方を行政府にまかして、その一般協定に基く執行機関だけは、この貿易協力機関の方がどういう構成だといふことについて國会の承認を得なければならない、こう

いうのはどういうお考見になつてゐるのか。

○政府委員(北島武雄君) ガットの規定そのものにつきましては、これはあくまで互惠通商協定法の範囲内によると、アメリカの解釈でございま

す。今回ガット規約を改正いたしましたので、これをアメリカが受諾いたすのもやはり同じく国会の承認を要しない、

○小林政夫君 それから先般やはり問題にした、あなたに尋ねた第六条の執行委員会に関する協定、特に「經濟の分野でもっとも重要な五構成国を含むものとし」、この意味合いはどういうのですか。

○政府委員(北島武雄君) 条文を御覧いただきますと、「執行委員会は、総会が定期的に選出する十七の構成国を

アメリカが入つて、しかも分担金を払つて、重要なメンバーをなしているといふことは、これはやはり国会の承認を要することではないか、ことに疑義が起きましたので、その点だけを避けたとえ緩和してあるとはいえ、これは意味におきまして、ガットの規定そのものについてはこれは從来からのアメリカの行政府は、すなわち互惠通商協定法の範囲内であるといふ見解を堅持するとともに、その構成の部面についてはこれはガットとは別だといふと誤りでないと、かように考えております。

○小林政夫君 それはいかしどうも今までの説明を聞いても納得ができないのですが、まあ向うさんのお考見ですか……僕らだつたらども了承しないことを御了承願いたいと思います。

○小林政夫君 それからガットの規定そのものにつきましては、これはあくまで互惠通商協定法の範囲内によると、アメリカの解釈でございま

す。これでアメリカはいいのですか。政府だけアメリカはいいのですか。

○政府委員(北島武雄君) ガットの規定そのものにつきましては、これはあくまで互惠通商協定法の範囲内によると、アメリカの解釈でございま

す。今度はアメリカが受諾いたすのもやはり同じく国会の承認を要しない、

○小林政夫君 それから先般やはり問題にした、あなたに尋ねた第六条の執

行委員会に関する協定、特に「經濟の

分野でもっとも重要な五構成国を含むものとし」、この意味合いはどういうのですか。

○政府委員(北島武雄君) 御説の通りであります。表には五つの国名はあげてありませんが、付属に各加盟国の貿易分野におけるところの持ち分、何といふますが、貿易分野に占める割合などを掲げまして、これによりまして暗黙の間におそらく上からの五つの国が重要な五構成国となることになるも

もつて構成する」とまず書いてござります。当初大国の間に、ことにアメリカからの要求をいたしましては、特定の大國は総会の選出を要しないで恒久的にこの執行委員会のメンバーたらしめようにしたい、こういう意向が表明されたのであります。ただし、他の国から猛烈な反対が出まして、結局すべて「執行委員会は、総会が定期的に選出する十七の構成国をもつて構成する」という基本条項をおきました。ただし「執行委員会は、経済の分野で運営される」というようにあります。

○小林政夫君 そうすると今、この執行委員会のメンバーは、総会が定期的に選出する十七の構成国をもつて構成する。この執行委員会のメンバーは、総会が定期的に選出する十七の構成国をもつて構成する。この執行委員会のメンバーは、総会が定期的に選出する十七の構成国をもつて構成する。

○小林政夫君 そうすると今、この執行委員会のメンバーは、総会が定期的に選出する十七の構成国をもつて構成する。





ましては、そういう方面とは違つて、  
今お話しがありましたように、たとえ  
ば農林漁業とか中小企業等に経験の深  
い方を、衆議院で付帯決議を受けたの  
でありまして、私どもその趣旨を体し  
まして人選をしたい、かように考えて  
おります。

喜一眞吉幸平兼人  
藤野白井杉山昌作英子

は、一般原則といたしまして、葉タバコのみならず、小麦その他綿花等につきましても、この通常輸入量のワク内において所要量を調査する、こういうふうに了解をいたしております。わざ

ことにつけましては申し上げるまでもないかと思うのであります。しかも通常の場合におきましても、日本におきましては、やはり米葉をある程度必要といたしておりまして、輸入いたしてゐることも申出つてあります。

私はこの点は大へん遺憾に思うのであります。大体ぜいたくな考え方だと思う。みんなさんがぜいたくな考え方をもつてこうやつたのではなく、この協定はアメリカから押し付けられたのだからしようがなよ、とおもひれば、どうぞよしござら

○理事(山本米治君) 別に御発言もな  
いようでござりますが、質疑は終了し  
たものと認めて差しつかえございませ  
んか。

○理事(山本米治君) 次に、余剰農産物資金融通特別会計法案を議題として質疑を行います。質疑はございませんか。

○平林剛君 私はこの余剰農産物の受け入れにつきましては、大体基本協定そのものが、この貧乏な國の中ではまだ経済をやって、日本の經濟自立を危くしたり、あるいは國民生活の安定に

たまたま今回米国の余剰農産物の輸出の中に葉タバコがございまして、これをおだいにお話のように、外貨でなくて買えるということでございましたので、先ほどもお答え申し上げました通

○政府委員(正示啓次郎君)　ただいま  
かかるだと言つては、それで申す本ども  
この点についてはあなたも政府の一員  
として考究をきやいかない点だとと思ひ  
のです。この点についてあなたのお考  
えを一つ聞いておきましよう。

○理事(山本米治君) 御異議ない」と認めます。

別に御発言もないようであります  
が、討論を終局したものと認めて御異  
議ございませんか。

「異議な」」と呼ぶ者あり  
○理事(山本米治郎) 御異議ないと認  
めます。

それではこれより採決に入ります。資金運用部資金法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成

○理事(山本米治君) 全会一致と認め  
〔賛成者 拳手〕

さあ、よって本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。  
なお、諸般の手続は、慣例により委員長に御一任願いたいと存じます。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○理事(山本米治君) それから多数意見者の署名をお願いいたします。

第五部 大藏委員會會議錄第三十一號

卷之三

は、いまだ何っておりません。これはやはり従来に引き続きまして、品種の改良に努め、反当収量の増加というような面におきまして増加を、それらの努力を続けて参るものと考えておるわけでござります。

○平林耕君　お答えの方が専門家の答弁でないから十分じゃありません。今この点は私はこの黄色種の栽培などについて若干の影響を受けていのではな  
いかという疑問を持っているわけであります  
が、この点はまた適当な機会に  
専売公社の方にお尋ねをすることにいた  
たしたいと思うのであります  
が、目に見えない形でいろいろなどに影響し  
てはいる現状でありますから、私はどう

いう葉タバコのようないかのものをこの協定の  
ような買い方でやることが適當かどうか  
かという点は、もう少し検討を要す  
るものがあるのじゃないか。この点を  
指摘をしておきまして、不満足であり  
ますが、質疑はこの辺にとめて、また  
適当な機会にこういう問題について公  
社側の考え方を開きたいと思います。  
○片柳眞吉君 今の質疑を聞いておつ  
て、正示さんから通常の輸入のワク内  
で入れるといふ答弁がありました。大  
したことでもないようですが、ちょっと  
そう言わると、やはり実体的にはそ  
うかもしれません、M·A·Sにしても、  
余剰農産物でも一応通常の取引は害し  
ないことの原則として、関連上は別ワ  
クで入れる。というふうに私は了解して  
いるのですが、その辺は一つディレク  
トな問題ではないかと思うのです。そ  
れが第一点と、それから平林委員の意  
見とは多少違うのですが、たゞこの実  
は詳しいことは全然知らないのです  
が、現在でも食糧の増産とたばこの増

産という問題が農村では一つの問題になつておるわけなんですね。いえばタバコの耕作面積が他の農業経営面積をむしる侵犯をしているという意見も当りますので、私はやはり外国から買うタバコの値段がどのくらいであるかということで、問題はそこからきまつてくると思うのですが、何でもかんでも国内で食糧増産との関係で、タバコをあくまで国内で作るという問題については、これはもつと農林、大蔵省で相談をすべき問題だと思うのですが、この余剰農産物受け入れの可否否は別であります。今答弁を聞いてみると、是が非でも國內でやることについては私は若干の疑義を持つております。何かそれに対し御意見があれば一つ。

産という問題が農村では一つの問題となつておるわけなんですね。いえばタバコの耕作面積が他の農業経営面積をむしる侵犯をしているという意見も相当ありますので、私はやはり外国から買ひタバコの値段がどのくらいであるかということで、問題はそこからきまつてくると思うのですが、何でもかんでも国内で食糧増産との関係で、タバコをあくまで国内で作るという問題については、それはもつと農林、大蔵省で相談をすべき問題だと思うのですが、この余剰農産物受け入れの可否は別であります。今答弁を聞いてみると、是が非でも國內でやるといふことについては私は若干の疑義を持つております。何かそれに対し御意見があれば一つ。

○藤野繁雄君 農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の第三条ですか、これは「日本国の学校児童の福祉計画を拡大するため」に輸入人であるところのものが、小麦と脱脂粉乳と綿花と、こうなっておりますが、小麦と綿花はどういうふうにして福祉計画を拡大するために配給されるか、その内容を承わりたいと思います。

○政府委員(正示啓次郎君) お答えを申し上げます。この小麦と綿花でござりますが、これは綿花の方はやや新らしい問題でございますが、小麦につきましては従来もいわゆる粉食奨励、あるいは食生活の改善という見地から、私どもの方におきまして食管会計の非常な御協力を得まして、一般の小学校におきまして学童給食をいたしております。その原料に今回のこの余剰農産物小麦を使おう、こういうことでございまして、これを利用いたしまして從来よりも広い範囲におきまして給食をして参りたい、それによりまして幼年の方の頃から粉食の習慣をつけるというのがねらいでございます。次に綿花でございますが、これはやはり学童服を今まで革新らしくこれによって給付しよう、非常にこれは安い値段で学童服を給付できますがねらいでございます。次に綿花でございますが、これはやはり学童服を今までの綿花の学童服というのは一定の生きるようになつたわけでございます。

○藤野繁雄君 そうしますといふと、

地で、同じところの形の服を作らう  
いうような御計画でござりますか。  
○政府委員(正示啓次郎君) これは一  
般的には文部省におきまして御計画を  
しておられるのでござりますが、こ  
とは大体小学校の児童が対象でござい  
て、やはり一定の、ユニホームと  
参りませんが、大体同じようなもののは  
学校の児童に分けるということに相付  
るうかと思います。大体これは市価よ  
りも相当安い値段でお分けできること  
になつております。

○藤野繁雄君 そうしますといふと、  
この贈与に関するところの品物を、贈  
与を受けて、そうして綿花で作った昭  
和は有料だ、それから粉食奨励の小麦粉  
及び脱脂乳はただでくれるのだ、こ  
うことになりますか。

○政府委員(正示啓次郎君) ちよつ  
私の答えが不正確でございましたので、  
訂正を申し上げますが、綿花につきま  
しても、この受け入れましたものの一部  
を処分をいたしまして、それは有料で  
ございますが、学童に配る分はその  
処分をしたものから加工貢を捻出い  
しまするので無料で配る、こうじよう  
とになつておるようであります。

○藤野繁雄君 そうしますといふと、  
この贈与に関する経理のことは特別会  
計にはないでござりますが、経理は  
いかなる方法によつてやられるのであ  
りますか。その経理のことを承わりた  
いと思います。

○政府委員(正示啓次郎君) この特別  
会計は御承知の通り借款の関係だけ  
ございまして、贈与の分はこの会計に  
は関係ございませんので、この贈与の  
分はこの会計外の問題と御了解をいた  
なければけうござります。

○藤野繁雄君 そうすると贈与外の経理はどういうふうな経理をやられるのですか。  
○政府委員(正示啓次郎君) 学童給食は御承知のように学校給食会といふがございまして、こちらでやることになりますが、学童服につきましては各部省当局におかれまして目下その経理はございませんが、配分の責任主体をどういうふうにするか御検討中のように伺っております。

国が入手する可能性、すなわち日本を通じてアメリカに対して非友好的な国に入していく可能性を増大する結果をもたらしてはならない、こういうことであります。ただいま藤野委員の挙げになりましたように、まあこれがこの条文から反対にアメリカ合衆国に対する友好的な国の方へ出ていくあって差しつかえないのかという点につきましては、一応私どもはこの条文からはその面は禁止されていない、かように

○藤野繁雄君 それから第二項ですが  
ね、第二項でいろいろ書いて、おしま  
考えます。

いの方に合理的な注意を払わなくちゃならない、こういうふうなことになつておりますが、この協定によつて入れたところの農産物の価格、あるいは小人

うか。  
値段と小麦協定による値段と、それかららさつきの贈与によるところの小麦の値段と、それからそれによらないところの小麦の値段とは、相当の開きがあると思っております。そういうふうな関係は、合理的な注意を払わなくちゃならないという意味は、どういうふうに解釈すればいいのでございましょ

○政府委員(正示慶次郎君) この贈与の分は、これは売買の観念ではございませんで、従つてまたこれを日本国が受け入れまして売るという関係ではございませんので、その点はこの規定がございましてもあまり大した関係はないかと思うのであります。通常の取り引きの関係でござりますが、これは先ほども申し上げました通り、通常の所要額、所要量のワク内であり、なお価格につきましても大体通常の価格とい

うことで観念をいたしております。従いましてその価格の点から、ここにありますような貿易関係に悪影響を及ぼすというふうなことはないのですが、しかしこれは一応協定の建前から申しまして、かような合理的な注意を及ぼすということに同意をするのですが、実質的にはさほどむずかしい問題があるとは承知をいたしておらないわけでございます。

○藤野繁雄君 それから第五条第一項ですね。一、二、三、四、五号、資金金のワクが定められてあるようではござますが、この資金のワクについてはいかなるものに……、大体の方針はこれでわかりますが、具体的にはどこの会社にどういうふうなものだというようなことが、ある程度明白になつてゐるのであるかどうかお伺いしたいと思います。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申しますが、この点はまだ関係各省大臣におきましていろいろ立案いたしているのでございますが、結論はまだ私どもとしては承知をいたしておりません。

○藤野繁雄君 それから特別会計の第一条の問題ですが、特別会計の第一条の「電源の開発、農地の開発その他本邦の経済の発展を促進するために行う資金」、こういうふうなものを予算書によって見ますと、電源開発事業資金に百八十二億五千万円、農地開発事業資金に三十億、それから日本生産性本部貸付金を一億五千万、どういうふうになつてゐるのであります。各貸付金がさらにたとえば電源開発の貸付はどこ会社にどういうふうな事

業にいかるのである、あるいは農地開発の三十億というものは愛知用水というような話であったのですが、その後いろいろと変動しているようあります。ですが、そういうふうな詳細な内訳を尋ねたいと思うのであります。

○ 説明員(福田勝君) お答え申し上げます。電源開発事業貸付金というふうに予算に掲げられております百八十一億五千万円でございますが、これは全部電源開発会社の方にいくことになつてゐるわけでござります。これは国国会へ予算に闇連いたしまして御提出申し上げております財政投融资の計画に、たしか資金運用部資金法の御要求資料にも一部入れてお出ししてござりますが、それをごらんになりますとおわかれになりますように、あの九電力会社には全然関係はございません。電源開発会社の昭和三十年度における開発資金の大部分の資金源に充てられてゐる次第でございます。そういうふうに予算に闇連する財政投融资の計画で国議院にもすでに御了承を得ている次第でございます。それから農地開発事業貸付金はこれもすでに何回か経済審議庁長官もしくは農林大臣から御答弁申し上げているように考えますが、三十億の内訳といたしましては、一応愛知用水に二十四億五千万円、それから篠津地域に四億五千万円、それからあと残り五千万円づつを根釘地区と上北という地区、大体この三つは今国会に出ております開発の事業団がやるとことになると存じますが、大体そういうふうな計画になつている次第でございます。

日本生産性本部でございますが、これもやはりこの余剰農産物協定と相前後いたしまして、日本国とアメリカ合衆国との間に生産性の向上に関連いたる協定が結ばれまして、そしてそれが即ちして日本生産性本部といふ組織と申しますか、財団法人が設立せられまして、それの所要資金に充てられることになつております。この財団法人は人につきましては、別途一般会計の方から補助金も出ることが予定されている次第でござります。

○理事(山本米治君) 他に御発言もなきようでありますから、質疑は終了いたしましたが、ものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○平林剛君 私はこの法案に対して反対をいたします。農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定につきましてわが党は基本的に反対の立場をとりましたことは御承知の通りであります。その理由はこの協定がアメリカの余剰農産物が過剰で困って、その少しを外交的に隸属的な関係にある日本に求めたものであります。つまり敗戦後の経済立て直しのために余剰農産物がほしいにはほしいんだが、買うのに困っている日本の足元につけ込んで、自分の勝手な思惑でこれを押しつけたような感じのする協定であるということはすでに指摘をされておったところであります。この協定によつて得をするのはアメリカの方が多くて、日本としてはあまり得をしない。日本の本貫した外交政策がなかつた結果、日

本経済の自立に向うどころか、自先の条件にかられて隸属的な関係を強くされるのではないだろうか、こういう点は私どもの反対理由であります。従つてこの特別会計法案についてもその根本的な考え方から賛成し得ないのであります。その他東南アジアとの貿易に対しても、いろいろな障害を考えますし、この余剰農産物を受ける国は中と貿易を制限されるという不利な面もあるし、日本の農業に与える影響も無視することができません。特に学費給食用の粉ミルクに関しましては児童に与える精神的影響は重大であります。この協定につきましては、いろいろな理由から私どもは反対をしてきたのであります。今回余剰農産物資金融通特別会計法もこれをさらに具体化をするという意味で、この法案に対しても反対をせざるを得ない。以上が私どもの反対理由であります。

本経済の自立に向うどころか、目先の条件につられて隸属的な関係を強くするのではないだろうか、こういう点が私どもの反対理由であります。従つてこの特別会計法案についてもその基本的な考え方から賛成し得ないのであります。その他東南アジアとの貿易に対するものであります。しかし、いろいろな障害を与えることと無視することができません。特に学童給食用の粉ミルクに關しましては児童に与える精神的影響は重大でありまして、わざか千五百ドルで児童に劣等感を与えるということはどうしても避けなければならないことであります。この協定につきましては、いろいろな理由から私どもは反対をしてきたのであります。いま余剰農産物資金融通特別会計法もこれをさらに具体化をするのであります。この法案に対しても反対をせざるを得ない。以上が私どもの反対理由であります。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

特第一号によりまして、その資金を使用せられる内訳において農業開発のために三十億使われるということになつておりますて、これは長い歳月の後にはわが国の農業に自給度を強めるという結果になりますが、もしこれほど日本の農民を犠牲にして、アメリカの余剰農産物を入れなければならないとすれば、まるまる日本が借款の形において貢い入れますところの資金を、直接に農業の開発のために使用するのであるならば、それはわが国の農業の開発及び食糧の自給度を増進するといふ点において役立つかもしれないのですが、そうではなくして、そのうちわずかに三十億だけしか直接農業開発に使われておらないということありますならば、日本の農民に対して非常に大きな犠牲を要求して、しかも報いるところはきわめてわずかである、こういう結果になるのではないかといふことを私どもはおそれるのであります。

また、この資金の使い途の内容といふのは、先ほど説明がありましたけれども、この資金の使い途の内容といふのが、日本の自主性によって決定されるのでなくして、日米協定そのものによつてすでにワクがきまつてゐるのでありますとして、これ以外の使用をすることとは全然できませんし、日本がこの資金を他に転用して、自主的に使用するといふこともできない嚴重なワクがはまつてゐるのでありまして、こういう状態で、この資金を受け入れ、またこの資金を融通するといふこの特別会計案に対しましては、われわれは反対をしなければならない。簡単にござりますけれども、私ども

の立場を申し上げて反対の意思を表明いたします。

○理事(山本米治君) 他に御発言もないと認めて御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。

○理事(山本米治君) それではこれより採決に入ります。

○理事(山本米治君) 余剩農産物資金融通特別会計法案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○理事(山本米治君) それから多数意見者の御署名を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(山本米治君) 多数であります。

○理事(山本米治君) よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(山本米治君) なお、諸般の手続は、慣例により委員長に御一任願いたいと存じます。

○理事(山本米治君) それから多数意見者の御署名を願います。

西川甚五郎  
片柳 健吉  
中川 幸平  
青柳 秀夫  
藤野 繁雄  
白井 勇  
杉山 昌作  
最上 英子  
岡崎 真一  
士田国太郎  
西川甚五郎  
片柳 健吉  
中川 幸平  
青柳 秀夫  
藤野 繁雄  
白井 勇  
杉山 昌作  
最上 英子  
岡崎 真一

西川甚五郎  
片柳 健吉  
中川 幸平  
青柳 秀夫  
藤野 繁雄  
白井 勇  
杉山 昌作  
最上 英子  
岡崎 真一  
士田国太郎  
西川甚五郎  
片柳 健吉  
中川 幸平  
青柳 秀夫  
藤野 繁雄  
白井 勇  
杉山 昌作  
最上 英子  
岡崎 真一

○理事(山本米治君) それではこれより採決に入ります。二十一年度に発生いたしました赤字は先ほどお答え申し上げました通り四十億でございますが、三十年度におきまして御承知の通り保険料率の引き上げは、これは行政措置だけでできたのでござりますが、この引き上げにつきましても政変その他の関係でおくれまして、七月から料率の引き上げをいたしました。それから今衆議院の社会労働委員会において御審議をいたしておりますが、そこでから今衆議院の社会労働委員会において御審議をいたしておりますが、これが非常に難航いたしておりますが、私どもはできれば七月からやはり標準報酬の改訂、あるいは継続給付の資格要件の引き上げ、あるいは診療給付医師監査の励行等の規定をお認めをいたくようお願いをいたしておつたのであります。これらが予定通り参りますと、大体三十年度に発生いたします赤字は三十億、こういうふうに見込まれたわけでございまして、給付費がそうして逐年非常な勢いでどんどんふえておる。かかるに一方におきましては保険料収入が一般の景気の動向によりまして、給料のベース・アップ等がございませんで、むしろ最近は昇給等もやや頭を打つておるような状況でござりまするので、収入の方は一向伸びない。しかも年非常に勢いでどんどんふえておる。かかるにただいま申し上げましたように治療の方は日進歩で発展をいたしました。そこまで三十一年度には十億、なああと六年引き続きまして十億ずつ、かよう

度以降七ヵ年間毎年度一般会計より十億円を限り同勘定に繰り入れるという計算の基礎がどうやら疑われるような気がしますが、二十一年度の赤字は四十億円であるのにもかかわらず、七ヵ年間十億円ずつ繰り入れなくちゃならないという理由を承わりたい。

○政府委員(正示啓次郎君) お答えを申し上げます。二十一年度に発生いたしました赤字は先ほどお答え申し上げました通り四十億でございますが、三十年度におきまして御承知の通り保険料率の引き上げは、これは行政措置だけでできたのでござりますが、この引き上げにつきましても政変その他の関係でおくれまして、七月から料率の引き上げをいたしました。それから今衆議院の社会労働委員会において御審議をいたしておりますが、これが非常に難航いたしておりますが、私どもはできれば七月からやはり標準報酬の改訂、あるいは継続給付の資格要件の引き上げ、あるいは診療給付医師監査の励行等の規定をお認めをいたくようお願いをいたしておつたのであります。これらが予定通り参りますと、大体三十年度に発生いたします赤字は三十億、こういうふうに見込まれたわけでございまして、給付費がそうして逐年非常な勢いでどんどんふえておる。かかるに一方におきましては保険料収入が一般の景気の動向によりまして、給料のベース・アップ等がございませんで、むしろ最近は昇給等もやや頭を打つておるような状況でござりまするので、収入の方は一向伸びない。しかも年非常に勢いでどんどんふえておる。かかるにただいま申し上げましたように治療の方は日進歩で発展をいたしました。そこまで三十一年度には十億、なああと六年引き続きまして十億ずつ、かよう

して支払い財源に不足を来たしたがる、こういうふうなことで説明しておられます、が、健保の給付費がなぜ異常に増嵩を来たし、支払い財源に不足を来たす異常な増嵩というの、ちょっと今の説明からすればおかしいようないい理由を承わりたい。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまの藤野繁雄君が御指摘になりましたのは、私どもが御提案の説明にあげましたものと認めて御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○政府委員(正示啓次郎君) それではこれより討論に入ります。

○理事(山本米治君) 御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようありますから、討論は終局したるものと認めて御異議ございませんか。

○理事(山本米治君) それから多数意見者の御署名を願います。

○政府委員(正示啓次郎君) さようでござります。

○藤野繁雄君 もし四十億円であると保険特別会計の二十九年度の赤字は四

十億でござりますか。

</div

岡崎貞一

○理事(山本米治君) 次に、米価安定特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、先づ本案の実体法である織米価格安定法の一部改正案の概要について説明を聽取いたします。

○政府委員(塙見友之助君) 現在の織米価格安定法は生糸の輸出増進と蚕糸業の経営安定を目的として制定されたもので、生糸の価格を安定帯、すなわち最高価格と最低価格の間に維持することを建前としております。(とく) が本法の施行以後の経緯にかんがみますと、出発当初政府が手持ち生糸なしで出発いたしましたために、二十七年と二十八年の両生糸年度におきまして最高価格をはるかに突破する、禁止価格をも突破するというような事態を生じたのでござります。これでは本来の目的である海外の生糸の需要者のための最高価格の安定といふふうな点に欠けるところがござります。これに対しまして現在の法律は国内の生糸も輸出の生糸もそれを一本にして価格の安定をはかるかといふうな考え方で立っておりますが、現在のように織の生産も少く、また糸の方も年度末になりますると不足するといふうな事態のもとでは、輸出の生糸について一段と強めた価格安定措置を実施してもいいのではないかといふうな考え方があり立つわけございます。民間においてもそれを非常に要望しておりますし、海外においてもその要望は強いわけでございますので、輸出増進に資することができますように、政府におきまして輸出適格生糸とくらものを現在

の生糸の中でもよりすぐりまして、それを決定いたしまして、輸出適格の生糸につきましては、国内用の生糸と違ひまして特別の価格でもって買い入れ得るというような方法をとったわけでござります。

それから現行法では生糸の価格を安定帶の中で維持することによりまして、原料繩の価格も自然に安定できるという考え方をとつております。養蚕農民の経営安定のために直接關係あるところの繩の値段につきましては、ただ、政府が繩価の低落防止のために、非常事態においては必要な措置が講ぜられるという抽象的な文句があるだけでありまして、その具体的な方法については何ら明確な規定がなかつたわけでございます。それに対しまして明確な規定をおきまして、これに基くところの措置によりまして、現在繩も糸も不足している、また海外の要望にこたえられないような状態にあるといふふうなこれを救いまして、最低の繩価を維持しまして、それで養蚕農家が増産に進めるようにいたしたいというのが第二のねらいでございます。

法案の内容についてちょっと概略を御説明申し上げますと、第一は、政府は最高価格によりまして売り渡す生糸としまして輸出適格生糸を保有する必要がある場合は、最低価格を越える価格で買い入れができるというふうにしたわけでございます。現行法で今年の最低価値は十九万円になつておりますが、アメリカの方ではもう少し高い値で、すなわち四ドル五十セント、日本の価格にいたしますれば、大体二十万円というふうなところならば十分買い得るというような状態でござ

いまでので、特に指定しましては最低価格を越える価格で買入れるということができるよういたしたわけでもござります。もちろんその場合でも政府が買いますのに米価に非常に悪い影響を及ぼすような方法であつてはならないわけでございまして、その買入方法としましては、あらかじめ農林大臣の指定する者が農林大臣の定める条件に従つて保管した輸出適格生糸のうちで一定の保管期間を経過したもののが政府が買入れるということと、その買入契約を結ぶことができるところにいたしたわけでございまして、この方法による買入れば、当然輸出確保のための必要保有量に限定すべきものでありますと、国内の米価及び海外市場の米価両方を操作するためには必要な量はまあ要らないわけでございまするので、買入限度を政令をもつて限定いたしますといふに考えておりまして、現在の状態では大体一ヶ月あまりの分をこれによつて持てればいいんではないかといふに考えて、概略大蔵省の方では一万俵見当を予定しておるわけでござります。あるいはその場合にすでに政府が最低価格を維持するため買入れた生糸とか、あるいは繭の値段を維持するための繭の買入れをやつて委託加工あるいは交換というものによって政府が持つておりました糸の中で、それで輸出適格生糸がございますれば、その分はその数量の中から差し引いて買入ができるといううことにしたわけでござります。で、現在特別会計がござりまするが、特別会計で直接市場から買入といううことは非常に困難でございま

す、市価に悪影響なしに。昔何回かございましたが、その際は常に民間のところいう種類の値が落ちた場合にそれを大体保管するとか買取るとかいう会社ができまして、その会社が一定量保有し、それをもし持ち切ることができなくなつた場合には、政府が買い入れたという形態をとっておりましたが、この法律ができましたときには、特別会計だけがございまして、そういう形態はないわけでござります。十九万円の値段では、こと数年間の経費では、政府がそれだけの資力をもつて買入れをするという形勢を整えておりますと、常に十九万までは下らないで、二十万円をちょっと下つて十九万に近づきますと、大体半月以内には戻つてしまつという状態になつて、上値押えの生糸は非常に買いたくないというわけで今般その道を開いたと、こういう形になつておるわけであります。すなわち特別会計とそういうふうな民間の買い入れ機関という二段がまあにならないと、政府が直接市場から買付けるということではどうしても悪影響があるわけでござります。

わけでございまして、この会計で上値押えに必要な数量以上を持つ必要はないわけでござりまするので、余剰分は最高価格でなくても売り渡せるということにしたわけでございます。ただしの場合に、この売り渡しは生糸の市場価格を不当に圧迫するということは考えなければならないことでございまして、ままでの、その売り渡しは生糸の市場価格がその生糸の生産費をとえている場合だけに限つたわけでございまして、また売り方も一度に多量に市場に売り出すということは慎しまなければならぬので、分割売りその他の手口に悪影響を及ぼさない方法によるというふうなことで制限をしているわけであります。

それから第三は、繭価維持のための具体的の措置を定めたこととございます。繭の価格が生糸の最低価格に見合はるが、そういう場合におきましては、農林大臣の指定いたしまするところの農業協同組合連合会があらかじめ農林大臣の承認を得まして、繭の出回り調節によるところの最低繭価維持のために自主的に保管をしたときに、保管に要する経費について糸価安定特別会計から補助金を交付することができます。このようないふてにしたわけでございます。このような、繭が非常に大量に出て、それで値段が崩れるというところのものとございまして、この数量等は一部のものを共同保管して相当長期間保管いたしますれば、ほかの繭価は最も低原価維持の目的を達成することができるようになりますが、どういふうに考へて、一部を共

同保管するという考え方であります。保管した繩を一定期間中には最低価格で売り渡すことができないという場合もございます。その共同保管した繩につきましては、そういうふうに最低価格で売れないという場合に、政府が買い上げてやるという措置がございませんと、農業団体の方も相当な危険がございますので、共同保管になかなか入りにくいというのが国会等の強い御意見でもございましたので、その部分につきましては、政府が保管繩を買い入れるということをいたしました。

第四は、政府がそういうふうに保有する繩がございますが、この繩の処分といたしまして、売り渡し加工あるいは生糸の交換という規定を設けたわけでございまして、生糸の輸出振興と蚕糸業経営安定というふうな点で、多大の効果があると存じております。大体概略御説明申し上げました。

以上申し上げましたが、今般の法律改正の要点でございまして、これが御協賛を得ますれば、生糸の輸出振興と蚕糸業経営安定というふうな点で、多大の効果があると存じております。第一は、自動車による人身事故の場合の賠償責任を適正にするための措置であります。このために人身事故における賠償責任を適正にするための措置を設けたのです。次に本法案の骨子について御説明申しあげます。

第一は、自動車による人身事故の場合の賠償責任を適正にするための措置であります。このために人身事故における賠償責任を適正にするための措置を設けたのです。次に本法案の骨子について御説明申しあげます。

第一は、自動車による人身事故の場合の賠償責任を適正にするための措置であります。このために人身事故における賠償責任を適正にするための措置を設けたのです。次に本法案の骨子について御説明申しあげます。

第一は、自動車による人身事故の場合の賠償責任を適正にするための措置であります。このために人身事故における賠償責任を適正にするための措置を設けたのです。次に本法案の骨子について御説明申しあげます。

第一は、自動車による人身事故の場合の賠償責任を適正にするための措置であります。このために人身事故における賠償責任を適正にするための措置を設けたのです。次に本法案の骨子について御説明申しあげます。

○理事(山本米治君) 続いて自動車損害賠償責任再保険特別会計法案を議題とし、まず本法案の実体法である自動車損害賠償法の提出理由について説明を聽取いたします。眞田自動車局長。

最近におきます自動車運送の発達は非常に目ざましいものがあります。本年二月末の車両数は百三十四万台を算しております。これまで、自動車側に故意過失がない限り、自動車側に賠償責任を負わせるなどいたしまして、その責任を無過失責任主義に近づけたのであります。その一は、強制保険制度であります。

第二に、自動車側の賠償能力を常時確保するための措置であります。その一は、強制保険制度であります。この場合の保険者は民間保険会社いたしますが、本法の目的を達成するため引受義務、非営利的料率の算定等について、保険業法等の特例を設けますとともに、免責事由の縮減について商法の特例を設けることいたしております。さらに本保険につきましては、その特徴性にかんがみまして、政府がその百分の六十を再保険する措置をも講じております。なお多数両数の所有者に對しまして、例外的に自家保障の道を開いております。

その二は、自動車損害賠償保障事業でありまして、ひき逃げ事故のようないつても起つて参ります自動車事故による被害者の保護に万全を期しますた。昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(衆)

北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案

北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案

特例に関する法律

(石炭手当についての非課税)

第一条 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百九十九号)

の規定(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において適用する場合を含む。)又は裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の規定に基いて支給される石炭手当については、所得税を課さない。

(石炭手当に相当する給与についての非課税)

第二条 前条に規定する石炭手当の支給を受ける者以外の給与所得者(所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条に規定する給与所得を有する者をいう。)で北海道に在勤するものが、給与の支払をなす者(当該給与所得者が所得税法第三十九条第一項又は第二項の規定により提出した申告書の経由によって給与の支払者をいう。)から前条に規定する石炭手当に相当する給与の支給を受ける場合においては、当該給与についても、また前条と同様とする。

(一定額以上の石炭手当についての適用除外)

第三条 前二条に規定する石炭手当又はこれに相当する給与の支給を受ける者のその年の支給に係るこれらの給与の額の合計額が、それがその年最初にこれらの給与の支給を受ける際に世帯主であるか世帯主以外の者であるかの区分に従い、世帯主の場合につては

石炭三トンを、世帯主以外の者の場合については石炭一トンを、政

令で定める石炭一トン当たりの価格によつて換算した額に相当する額をそれぞれとえるときは、そのことをそれと定めることとする。

(実施規定)

第四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。

2 この法律の施行前の支給に係る石炭手当又はこれに相当する給与に対する所得税については、なお従前の例による。

3 昭和三十年八月一日から同年十二月三十一日までの間の支給に係る石炭手当又はこれに相当する給与に対するこの法律の規定の適用については、第三条中「その年中の支給に係る」とあるのは「昭和三十年八月一日から同年十二月三十一日までの間の支給に係る」と、「その年最初にこれらの給与を受ける際」にとあるのは「同年八月一日以後最初にこれらの給与の支給を受ける際に」と読み替えるものとする。

七月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十七日)

一、日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律

法律案(予備審査のための付託は五月十九日)

一、糸値安定特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十五日)

一、自動車損害賠償責任再保険特別会計法案(予備審査のための付託は五月十九日)

一、余剰農産物資金通特別会計法案(予備審査のための付託は七月二日)

一、資金運用部資金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十五日)

一、地方道路税法案(予備審査のための付託は五月十二日)

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十五日)

七月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案

一、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十五日)

一、地方道路税法案(予備審査のための付託は五月十二日)

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月二十五日)

七月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案

一、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案

一、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案

一、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案

一、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案

一、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案

(勧告)

第二条 大蔵大臣は、銀行(日本銀行を除く。以下同じ。)、保険会社その他の政令で定める金融機関に対し、その資金の運用に関する命令を下すことができる。

(債券の保有に関する命令)

第三条 大蔵大臣は、緊要な長期資金の調達を円滑にするため必要があると認める場合に、銀行、保険会社その他の金融機関のうち政令で定めるもの(以下「保有特定債券」という。)に對し、その資産のうち次に掲げる債券(以下「保有特定債券」という。)の総額の増加額が、その金融機関の預金等(預金、貯金、定期積金、掛金、金銭信託及び責任準備金をいう。)で政令で定めるもの(以下「特定預金等」という。)の総額の増加額に大蔵大臣が定める割合を乗じて得た金額を下らないようすべしことを、大蔵省令で命ずることができる。

一、長期信用銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券(割引の方法により發行するものを除く。)

二、鉄道債券又は電信電話債券

三、政令で定める事業を営む法人の発行する債券

四、国債又は地方債であつて、政令で定めるもの

前項の保有特定債券の総額の増加額の計算の基礎となるべき期間(以下「債券計算期間」という。)及び同項の特定預金等の総額の増加額の計算の基礎となるべき期間(以下「預金等計算期間」という。)

は、政令で定める。

3 金融機関の保有特定債券の総額は、当該金融機関が保有特定債券に附した帳簿価額の合計額によつて算出する。

第四条 前条第一項の規定により大蔵大臣が定める割合は、百分の二十をとえてはならない。

2 大蔵大臣が第三条第一項の規定による命令をした場合には、預金等計算期間中に特定預金等の総額が減少した金融機関は、保有特定債券の総額の債券計算期間中の減少額が、当該預金等計算期間中の特定預金等の総額の減少額に当該金融機関について定められた同項の割合を乗じて得た金額をことなる。

第五条 大蔵大臣が第三条第一項の規定による命令をした場合において、債券計算期間の終期における金融機関の保有特定債券の総額のうち第三条又は前条の規定により保有しなければならないこととされる保有特定債券の総額をことなる。

第六条 大蔵大臣が第三条第一項の規定による命令をした場合において、債券計算期間の終期における金融機関の保有特定債券の総額のうち第三条又は前条の規定により保有しなければならないこととされる保有特定債券の総額をことなる。

第七条 大蔵大臣は、第三条第一項の規定による命令をした場合において、金融機関につき次に掲げる債券の保有義務の緩和又は免除

理由があると認めるときは、その

金融機関については、政令で定めるとところにより、当該命令による義務（第五条の規定による義務を含む）を緩和し、又は免除することができる。

一 多額の預金の払戻しその他により真にやむを得ない事情があること。

二 その保有により損失を受けるおそれがある債券を新たに保有したこと。

大蔵大臣は、前項の処分を行う場合には、その緩和又は免除に係る保有特定債券の金額の範囲内で大蔵大臣が定める金額を、大蔵大臣の指定する債券計算期間の終期において当該金融機関が第三条から前条までの規定により保有しなければならないこととなる保有特定債券の総額に加算すべき旨の条件を附することができる。

（金融機関資金運用審議会）  
第八条 大蔵省に、金融機関資金運用審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第九条 審議会は、大蔵大臣の諮問に応じて金融機関の資金の運用に関する基本方針を審議し、及びこれに關し必要と認める事項を大蔵大臣に建議する。

第十条 大蔵大臣は、第三条第一項若しくは第二項の規定に基く政令を立案し、又は同条第一項の規定による命令をし、若しくは同項の割合を変更しようとする場合は、審議会にはからなければならぬ。

第十二条 審議会は、次に掲げる委

員で組織する。

一 日本銀行總裁

二 金融に關し深い知識と経験を有する者 三人

三 産業に關し深い知識と経験を有する者 三人

四 その他学識経験のある者一人

2 前項第二号から第四号までに掲げる委員は、大蔵大臣が、内閣の承認を得て、任命する。

3 委員は、非常勤とする。

第十二条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

第十三条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、

議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

第十四条 前六条に規定するものほか、審議会に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中金利調整審議会の項の次に次のように加え  
る。

大蔵大臣の諮問に応じて、金融機関の資金の運用に関する基本方針を審議し、及びこれに關し必要と認める事項を大蔵大臣に建議すること。